

# 豊田市文化ゾーンにおける文化創造拠点 及び歴史継承拠点の整備方針

平成 28 年 6 月

豊 田 市

## 【 目 次 】

序	はじめに.....	1
1	市内の文化関連施設の整備状況.....	2
1-1	市内の文化関連施設の整備状況.....	2
1-2	市内の文化関連施設の整備状況からみた必要な機能.....	6
2	豊田市文化ゾーンの基本方針.....	7
2-1	文化ゾーンの意義.....	7
2-2	豊田市文化ゾーンの区域における現況及び歴史.....	8
2-3	豊田市文化ゾーンのコンセプト.....	10
2-4	施設配置及びネットワークイメージ.....	15
3	豊田市文化ゾーン基本構想の実現に向けて.....	18

## 序 はじめに

### (1) 見直しに至った背景

平成22年3月に「豊田市文化ゾーン基本構想」（以下「文化ゾーン基本構想」という。）を策定し、その後、文化ゾーンにおける文化創造拠点として（仮）豊田市文化創造センターを、歴史継承拠点として（仮）ふるさと歴史館を豊田東高等学校跡地に新たに建設することを軸に検討していましたが、急激な社会経済状況の変化による市の財政状況の悪化に伴い、これらの施設については整備を一時凍結していました。

このような状況の中、平成26年9月にこれら2つの施設の整備の考え方について、広く意見を求めるために豊田市生涯学習審議会に諮問しました。

文化ゾーン基本構想を継承しつつ、新しい時代に合った歴史継承、文化創造の拠点の整備方針について約1年をかけて協議を重ねた結果、平成27年11月に審議会からの答申をいただきました。

今回の整備方針は、答申の内容を受けて市の考えをまとめたものです。豊田市では、今後市民の皆様とともに、歴史を継承し、文化を創造する場として、さらには、様々な世代が交流を図る緑豊かな区域とするために、本書の内容のとおり文化ゾーンの整備方針を策定します。

### (2) 審議会答申の要旨

#### 諮問事項

「豊田市文化ゾーンにおける文化創造拠点及び歴史継承拠点の整備方針について」

#### ①文化ゾーン全体について

- ・文化ゾーン基本構想に記載された文化ゾーンの持つべき「鑑賞」「創造」「発表」「歴史継承」の4つの機能を活かし、今後それらが密に連携することで、さらに充実させていくべき。

#### ②文化創造拠点について

- ・新たな施設を建設するのではなく、既に拠点施設となっている市民文化会館の改修などで、その機能を強化できると考える。
- ・留意する点としては、施設における人材、体制、運営方法等の充実も考慮することで、本市の文化芸術活動をより強化していくように検討を進めることを求める。

#### ③歴史継承拠点について

- ・豊田市の歴史や文化財を未来へ継承し、郷土愛を醸成していくための拠点として、新規に整備することが必要。
- ・基本方針としては、歴史と自然を一体的に取り上げる総合的な博物館として整備することとし、歴史背景・敷地利用・集客等を考慮すると、旧愛知県立豊田東高等学校跡地が最適の立地と考える。
- ・施設の規模・機能等の詳細については、今後の基本構想・基本計画で検討すべき。

# 1 市内の文化関連施設の整備状況

## 1-1 市内の文化関連施設の整備状況

### (1) 市内の文化関連施設の概要

市内には多くの文化関連施設が立地している。様々な施設があるが、おおよそ次の3つのタイプに分類できる。

- ①文化芸術に係る中央施設
- ②歴史に係る文化関連施設（郷土資料館等）
- ③地域の文化芸術活動の場となる施設（交流館・コミュニティセンター等）

上記のタイプ別に、市内の文化関連施設を整理する。特に、「①文化芸術に係る中央施設」については、個々の施設の概要を整理している。

#### ①文化芸術に係る中央施設

文化芸術に係る中央施設は、市内に9施設あり、地域文化広場が高岡地区にある以外は、いずれも豊田市の中心地区である挙母地区に立地している。ホール（No.1～4に有り）は音楽コンサートや演劇などの公演及び鑑賞に使用されるほか、市民の文化芸術活動の発表の場としても使用されている。

平成28年4月末現在

No.	施設名	施設概要
1	豊田市福祉センター	地上4階／平成23年開館 敷地面積9,020㎡／延床面積8,573㎡ ホール(575席、楽屋、控室)、会議室14、点訳室、録音室、交流コーナー
2	コンサートホール・能楽堂	参合館8～13Fフロア／平成10年開館／延床面積11,555㎡ ○コンサートホール(1,004席、楽屋7／控室2／リハーサル室2) ○能楽堂(458席、楽屋5)
3	市民文化会館	地上4階・地下1階／ 小ホール(昭和50年開館)／大ホール(昭和56年開館) 敷地面積33,534㎡／建築面積8,295㎡／延床面積17,225㎡ ・大ホール(1,708席、楽屋7)、小ホール(436席、楽屋5)、展示室2、リハーサル室、練習室3、会議室3、和室

No.	施設名	施設概要
4	産業文化センター	地上5階・地下1階／昭和60年開館 敷地面積 22,069m <sup>2</sup> ／建築面積 4,890 m <sup>2</sup> ／延床面積 12,904 m <sup>2</sup> ○産業科学センター ・小ホール (240 席)、多目的ホール、科学体験館 ○とよた男女共同参画センター ・情報交換室、託児室、会議室 2、調理実習室、多目的室 ○青少年センター ・交流室、会議室 4、談話室 3、軽運動室、和室、音楽室 ○教養文化センター ・スタジオ 2、教室 5、音楽室 3
5	地域文化広場	地上2階／昭和56年開館 敷地面積 53,000m <sup>2</sup> ／建築面積 5,330 m <sup>2</sup> ／延床面積 6,860 m <sup>2</sup> ○けやきホール ・集会室、音楽室、アトリエ、和室 2、子ども体験館 (工作室、陶芸教室、おもちゃ広場など) ○スポーツ施設 ・体育館、柔道場、屋内プール、テニスコート、運動広場 ※敷地内には、他に茶室あり。
6	市民ギャラリー	VITS 豊田タウン B1F フロア／平成3年開設 ・展示室 3
7	視聴覚ライブラリー	地上3階／昭和54年開館 ※平成29年度から施設名称変更予定 敷地面積 3,237m <sup>2</sup> ／建築面積 609m <sup>2</sup> ／延床面積 1,793 m <sup>2</sup> ・スタジオ 2、研修室 2、控室、集会室、会議室 2、指導員室、閲覧室、視聴覚室、研究室、教材製作室、教材教具保管室、団体室
8	美術館	地上3階・地下2階／平成7年開館 敷地面積 30,041 m <sup>2</sup> ／建築面積 6,804 m <sup>2</sup> ／延床面積 11,139 m <sup>2</sup> ・講堂、展示室 8、貸ギャラリー、図書閲覧室、高橋節郎館 (展示室 2) ※敷地内には、他に茶室あり。
9	中央図書館	参合館 3～7F フロア／平成10年開館／延床面積 12,567 m <sup>2</sup> ・蔵書数 : 約 94 万冊 ・閲覧席 : 683 席 ・蔵書能力 : 130 万冊 (開架 40 万冊、閉架 90 万冊) ・展示コーナー、多目的ホール、会議室 3、ボランティア室 2

(注) 利用条件は施設によって異なります。また、上記のほか、民間によって設置されている類似の文化関連施設として、JA あいち豊田本店ふれあいホールや、カバハウス (トヨタ自動車労働組合) などがある。

## ②歴史に係る文化関連施設

豊田市や各地域の歴史・文化を伝える文化関連施設で、歴史的建造物を活用した施設も多い。資料展示のほか、学習室などが備えられている施設もある。

No.	施設名
10	郷土資料館
11	六鹿会館
12	松平郷館
13	近代の産業とくらし発見館
14	喜楽亭
15	民芸館・民芸の森
16	猿投棒の手会館 (猿投棒の手ふれあい広場)
17	藤岡民俗資料館

No.	施設名
18	小原郷土館(平成28年11月末閉館*1)
19	和紙のふるさと
20	足助中馬館
21	足助資料館
22	香恋の館
23	旭郷土資料館
24	稲武郷土資料館

\*1 平成29年度に小原交流館内において開館予定の歌舞伎伝承館に機能の一部を移転

## ③地域の文化芸術活動の場となる施設(交流館・コミュニティセンター等)

地域に密着した文化芸術活動の場として、各地域に設置されている文化関連施設で、コミュニティセンター、交流館などがある。各施設は、多目的ホール、図書室、会議室、音楽室、工作室、研修室、学習室、和室、調理実習室などを備えている。

No.	施設名
25	逢妻交流館
26	旭交流館
27	朝日丘交流館
28	足助交流館
29	井郷交流館・猿投コミュニティセンター
30	石野交流館
31	稲武交流館
32	梅坪台交流館
33	小原交流館
34	上郷交流館・上郷コミュニティセンター
35	猿投北交流館
36	猿投台交流館
37	下山交流館
38	浄水交流館
39	末野原交流館
40	崇化館交流館
41	高橋交流館

No.	施設名
42	藤岡交流館
43	藤岡南交流館
44	豊南交流館
45	保見交流館
46	前林交流館
47	益富交流館
48	松平交流館・松平コミュニティセンター
49	美里交流館
50	竜神交流館
51	若園交流館
52	若林交流館
53	西部コミュニティセンター
54	高岡コミュニティセンター
55	高橋コミュニティセンター
56	猿投棒の手ふれあいホール (猿投棒の手ふれあい広場)
57	藤岡ふれあいの館

(2) 市内の文化関連施設の立地状況

- ☆ 文化芸術に係る中央施設
- 歴史に係る文化関連施設 (郷土資料館等)
- △ 地域の文化芸術活動の場となる施設 (コミュニティセンター・交流館等)

①文化芸術に係る中央施設

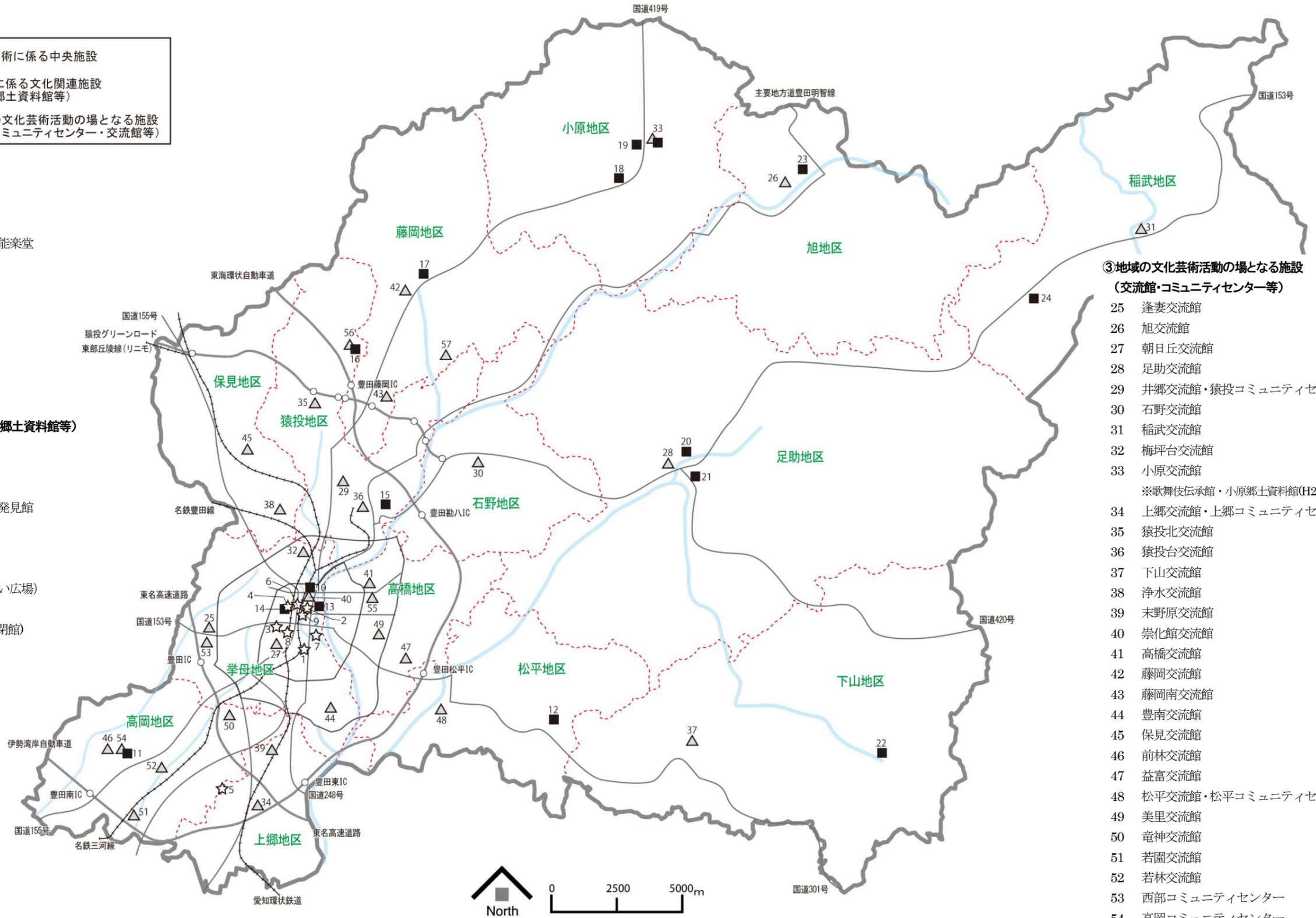
- 1 福祉センター
- 2 コンサートホール・能楽堂
- 3 市民文化会館
- 4 産業文化センター
- 5 地域文化広場
- 6 市民ギャラリー
- 7 視聴覚ライブラリー
- 8 美術館
- 9 中央図書館

②歴史に係る文化関連施設(郷土資料館等)

- 10 郷土資料館
- 11 六鹿会館
- 12 松平郷館
- 13 近代の産業とくらし発見館
- 14 喜楽亭
- 15 民芸館・民芸の森
- 16 猿投棒の手会館 (猿投棒の手ふれあい広場)
- 17 藤岡民俗資料館
- 18 小原郷土館(H28.11 閉館)
- 19 和紙のふるさと
- 20 足助中馬館
- 21 足助資料館
- 22 香恋の館
- 23 旭郷土資料館
- 24 稲武郷土資料館

③地域の文化芸術活動の場となる施設 (交流館・コミュニティセンター等)

- 25 逢妻交流館
- 26 旭交流館
- 27 朝日丘交流館
- 28 足助交流館
- 29 井郷交流館・猿投コミュニティセンター
- 30 石野交流館
- 31 稲武交流館
- 32 梅坪台交流館
- 33 小原交流館 ※歌舞伎伝承館・小原郷土資料館(H29～)
- 34 上郷交流館・上郷コミュニティセンター
- 35 猿投北交流館
- 36 猿投台交流館
- 37 下山交流館
- 38 浄水交流館
- 39 末野原交流館
- 40 崇化館交流館
- 41 高橋交流館
- 42 藤岡交流館
- 43 藤岡南交流館
- 44 豊南交流館
- 45 保見交流館
- 46 前林交流館
- 47 益富交流館
- 48 松平交流館・松平コミュニティセンター
- 49 美里交流館
- 50 竜神交流館
- 51 若園交流館
- 52 若林交流館
- 53 西部コミュニティセンター
- 54 高岡コミュニティセンター
- 55 高橋コミュニティセンター
- 56 猿投棒の手ふれあいホール (猿投棒の手ふれあい広場)
- 57 藤岡ふれあいの館



## 1-2 市内の文化関連施設の整備状況からみた必要な機能

市内の文化関連施設の整備状況の整理から、次の2つが本市の文化芸術振興の拠点機能として必要である。

### ○文化芸術の創造活動を担う拠点機能

市民や芸術家が身近に学習・練習する場としては、コミュニティセンターや交流館等が各地区に整備されている。しかし、文化芸術に関する中央施設については鑑賞や発表を主目的とした施設であることから、ホールなどの発表場所を備え、多様な創造活動に対応でき、加えてそれらの活動を支援する施設の整備が必要である。

### ○歴史の継承を図る拠点機能

合併町村から引き継いだ地域資料館や特定テーマを対象とした個別資料館が市内に点在している。一方、現在の郷土資料館は、旧豊田市域を対象とした施設であり、新市全体の歴史を伝える施設とはなっていない。これらの施設が有機的に連携し、新市の歴史を広く伝えていくためには、その中核を担う施設の整備が必要である。

## 2 豊田市文化ゾーンの基本方針

### 2-1 文化ゾーンの意義

文化芸術は、人により創られ、育まれるその地域や社会において、市民の独創的な活動により高められ、まちとの関係性を築きながら発展していく。このことは、まちに根づいて市民の心のよりどころとなり、郷土への愛着を深めるものとなり、さらには、常に新しいまちの魅力を創り出し、まちに活力を与え、世界へ発信できるまちの個性となる。

こうした観点をふまえつつ、文化ゾーンの意義について次のような整理ができる。

#### ○自ら学び、共に高め合う共生共創社会の実現

- ・様々な分野（美術、音楽、演劇、歴史など）、様々な機能（鑑賞、創造、発表、継承など）が集積することで、多様な市民、アーティスト、クリエイターが集うことにより、新たな分野や他の活動への興味を喚起する。
- ・多様な人の出会いの場、共同制作の場、話し合いの場などを創出することにより、人の輪、活動の輪が広がり、お互いを理解し、高め合いながら、新たな文化芸術創造へとつながる共生共創社会の実現に向けた基盤ができる。

#### ○都市や地域の魅力・創造力の向上

- ・文化ゾーンの形成により高められる文化芸術等の持つ創造性が、本市の魅力向上につながり、市民はもとより国内外の人々を惹きつける都市として持続的な発展を期待することができる。
- ・文化関連施設や情報発信力を充実させるとともに、文化関連施設と調和した住環境形成や良好な景観形成を図ることで、住む人・訪れる人双方にとって、文化的な潤いの感じられる空間が生まれる。

#### ○機能の集積による効率的・効果的な事業展開

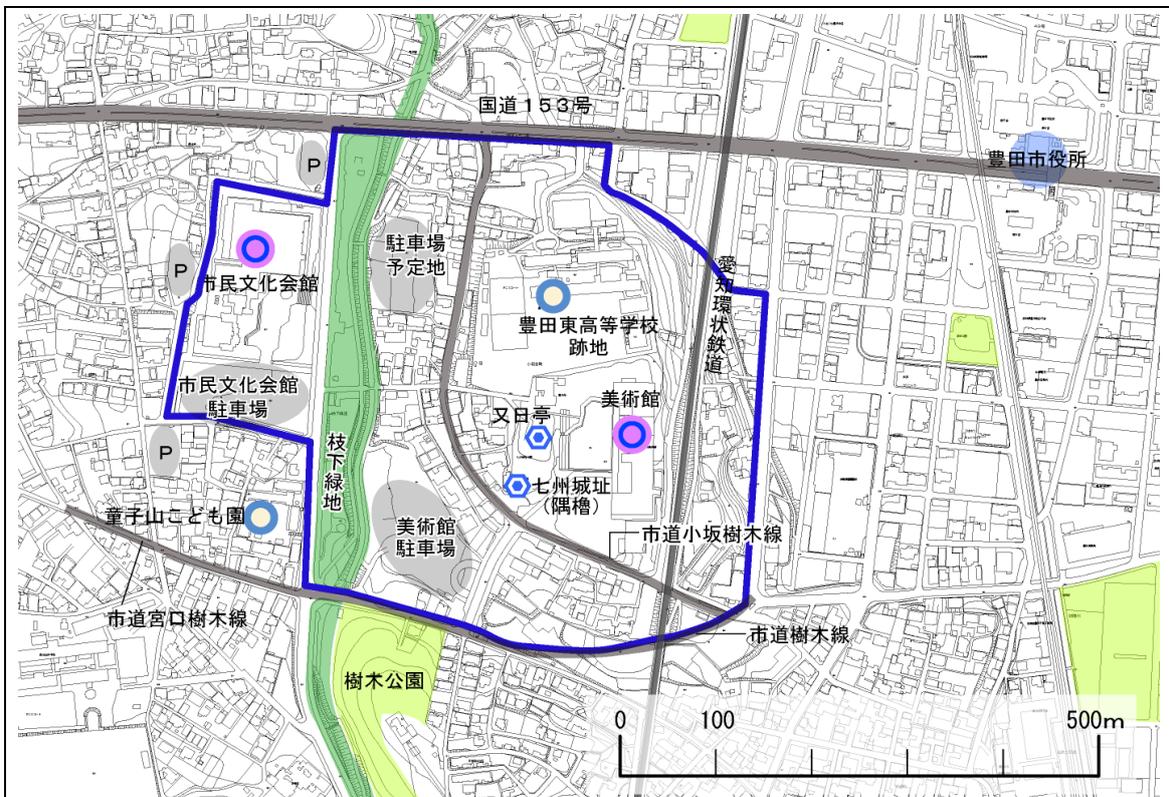
- ・機能の高い設備を導入して様々な人・団体が相互利用をすること、市内の文化芸術を牽引する団体の活動拠点となること、本格的なプログラムを実施することなどにより、高度な活動に対する支援を効果的に実施することができる。
- ・文化芸術に関する人材・施設・情報などが集積することにより、分野間・活動間の交流や連携を生み出す相乗効果が期待できる。
- ・文化関連施設へのアクセス道路や駐車場等の共有化（相互利用）、サイン等の共通化をすることができるなど、事業の効率化を図ることができる。

## 2-2 豊田市文化ゾーンの区域における現況及び歴史

### (1) 文化ゾーンの現況

文化ゾーン内の土地利用現況をみると、市民文化会館や美術館などの文化関連施設とその駐車場が多くを占めており、拠点施設の整備が検討されている豊田東高等学校跡地を含め、文化関連施設のための土地利用が大規模になされている。また、市民文化会館の南側や市道小坂樹木線沿いを中心に、閑静な戸建住宅地が広がっており、文化ゾーン全体としては、文化関連施設と戸建住宅地が一体となった市街地となっている。

なお、平成25年度において、市民文化会館は約32万人、美術館は約17万人の利用者があり、文化ゾーンは既に市内外から多くの方々が訪れる場所となっている。



枝下緑地の西側には、市民文化会館及び駐車場、童子山こども園がある。なお、童子山こども園周辺は、主に戸建住宅地となっている。

枝下緑地の東側は、市道小坂樹木線沿いを中心に、主に緑豊かな戸建住宅地となっている(ただし、国道153号沿いにはマンションや商業施設あり)。また、枝下緑地沿いでは、南側に美術館駐車場があるほか、北側には、市民文化会館の駐車場不足に対応するための駐車場として整備が予定されている空地がある。

高台となっている童子山一帯は、南側に美術館(及び七州城址公園)、北側に豊田東高等学校跡地があり、ほとんどが公的土地利用となっている。

なお、文化ゾーンの区域の南端では、市道樹木線が整備されている。

#### 文化ゾーンの土地利用現況

## (2) 文化ゾーンの歴史

---

ここでは、本構想における文化ゾーンと周辺地域に係る歴史について整理する。

枝下緑地の東側の童子山一帯（美術館、豊田東高等学校跡地の一帯）の高台には、かつて挙母城の城郭（本丸）が置かれていた。この挙母城は、七つの国（尾張、美濃、信濃、近江、伊勢、伊賀、三河）が望めることから七州城とも呼ばれ、南東方向にあたる樹木町付近に城下町が広がっていた。文化ゾーンの区域は、江戸時代より挙母藩の中心であり、歴史的にみて非常に重要な場所といえる。

なお、挙母城の本丸御殿は、現在の美術館の庭付近にあったとされる。また、本丸御殿の南西隅、現在の美術館へのアプローチの入り口付近には、二重櫓が復元され（昭和 53 年）、童子山に挙母城があったことを今に伝えている。

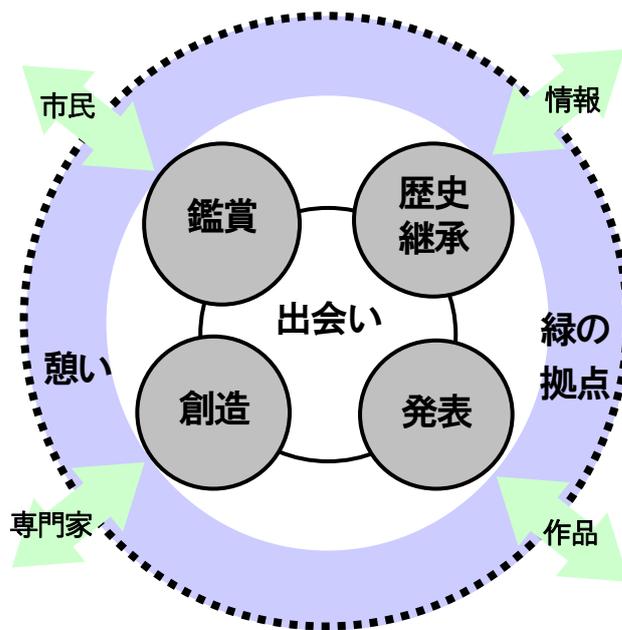
廃城後、城跡には童子山小学校、豊田東高等学校が立地することとなり、童子山一帯は学びの場となった。平成 2 年策定の現構想を受けて、童子山小学校が平成 4 年に移転して跡地に美術館が建設されたことで、童子山一帯は文化芸術の拠点としての色合いへと変わってきている。さらに豊田東高等学校も平成 19 年に移転し、跡地の活用について検討が進められることとなっている。

## 2-3 豊田市文化ゾーンのコネクト

### (1) 文化ゾーンが担うべき機能

全国の文化を取り巻く動向や市民の文化活動及び意向、上位・関連計画での位置づけ、市内の文化関連施設の整備状況、ゾーンの区域における現況及び歴史などをふまえ、目指す姿を次のように設定する。

共生共創社会を実現するため、「ふるさとの文化を継承し 新たな文化を創造して 人が輝き誇りがもてるまちづくり」を目指し、市民が文化芸術について「鑑賞」「創造」「発表」「歴史継承」する中央施設が集積するエリアとして位置づけ、そういった活動を通して「出会い」が生まれる場を目指す。また、文化芸術を活かしながら良好な環境を創出し、すごしやすく、安らぐ「憩いの場」「緑の拠点」の場を目指す。このような諸機能を活かし、市内外から多くの人が訪れ、様々な文化芸術情報や作品が集まり広く情報を発信していく場となることを目指す。



文化ゾーンが担うべき機能 概念図

#### ①鑑賞機能

##### ■社会情勢

文化芸術振興基本法において、文化芸術の享受は国民の権利として位置づけられている。鑑賞活動は、文化芸術を享受するための代表的な活動であり、比較的気軽に参加できるものである。

##### ■必要とされる機能

本市の文化芸術の鑑賞拠点として、美術・音楽・演劇・伝統文化など幅広い分野にわたり、気軽なものから本格的なものまで、多様な市民の鑑賞ニーズに応えられる場とする必要がある。また、コンサートホール・能楽堂、福祉センターなど周辺の中央施設と、連携するとともに機能を分担する必要がある。

### ■想定される施設

#### ○美術品展示施設

- ・ 絵画や彫刻などの美術作品の鑑賞の場。

#### ○ホール・舞台

- ・ 音楽コンサートや演劇などの鑑賞の場。

## ②創造機能

### ■社会情勢

文化芸術振興基本法では、文化芸術の創造は享受とならび国民の権利として明示されている。また、文化芸術が有する創造力をまちづくりなどに活用することが全国・世界で注目を集めており、本市の豊田市文化芸術振興計画の基本理念においても「新たな文化の創造」を重視している。

### ■必要とされる機能

現構想の創作活動ゾーンを継承し、作品制作、練習・稽古、学習などによって、市民が自分の手で文化芸術作品を生み出していく場、また、より質の高い文化芸術作品が生み出されるよう、芸術家等も含めて継続的な活動や本格的な作品を創り上げていく活動を支援する場として整備する必要がある。また、創作活動は鑑賞活動より市民の活動率が低く、より多くの市民が創造活動を体験することができる機能を付加することも必要である。

### ■想定される施設

#### ○音楽・演劇・舞踊練習場

- ・ 若手の音楽家・役者・舞踊家らの育成や、本格的に練習に打ち込みたい市民などのために、設備の整った練習場。

#### ○講座室

- ・ 芸術や歴史などに関する学習や活動などをする部屋。

#### ○体験教室

- ・ 子どもの創造力を高めるため、絵画、工作、楽器演奏などを体験するワークショップを開催する場。

※文化ゾーン基本構想に記載がある「アトリエ・工房」は既存の交流館等に設置されたものを活用できるため、また、「映像・音楽編集施設」は公共施設での利用が見込まれないため、新たなハード整備はしないこととする。

## ③発表機能

### ■社会情勢

文化芸術の振興には、創造した作品を発表し、多くの人と共有する場が、文化芸術と社会の接点として不可欠である。

### ■必要とされる機能

文化ゾーンには、作品展示や公演などによって、市民や芸術家等が自分の手で生み出した文化芸術作品や学習・練習等の成果を発表する機能を引き続き持つ必要がある。なお、周辺エリアにも、発表機能を担う中央施設として、コンサートホール・能楽堂、福祉センター等が立地しており、機能分担と連携を図る必要がある。

### ■想定される施設

#### ○ホール・舞台

・市民などの文化芸術活動（音楽、演劇、舞踊等）の発表の場。

#### ○展示コーナー・ギャラリー

・市民などの文化芸術活動（美術）の発表の場。

## ④歴史継承機能

### ■社会情勢

豊田市文化芸術振興計画の基本理念の冒頭に「ふるさとの文化の継承」が位置づけられているように、本市では新豊田市としての歴史の共有と発信や市民としてのアイデンティティの共有が課題となっている。

### ■必要とされる機能

文化ゾーンには、豊田市及び地域の歴史や、それと関連する自然環境、伝統文化について、収集・保管、調査・研究、展示、学習支援・交流を進める歴史継承機能が必要である。特に、市民が豊田市の歴史を学び・体験することにより、郷土への愛着と誇りを育むことができる場の整備が効果的である。なお、現在の郷土資料館は、旧豊田市域を対象とした施設であり、市全体の歴史を紹介する施設とはなっていない。また、整備後 50 年近くを経過した施設であり、歴史の中核施設として機能の拡充には限界があり、本ゾーン内への移転を検討する必要がある。

### ■想定される施設

#### ○学習支援・交流施設

・博学連携や、市民が郷土の歴史を学習し、活動する場。

#### ○展示室

・豊田市全体の歴史に関する展示をする場。

#### ○収蔵庫

・資料を安全かつ適正な環境で保存する場。

#### ○隅櫓・又日亭

地域の史跡として保存するとともに、施設を市民が利用して活動する場。

## ⑤出会い機能

### ■社会情勢

豊田市文化芸術振興計画の基本目標において「多様な活動主体がつながり、支える仕組みづくり」、豊田市中心市街地活性化基本計画の目標において「活力とにぎわいの創出」が掲げられている。このように、文化ゾーンは、文化芸術振興・都市機能の双方の面から、様々な人が訪れ、出会い、つながるきっかけを持つことができる場となることが求められている。

### ■必要とされる機能

文化ゾーンは、文化芸術活動に関わる市民が情報交換や情報発信を行う場であり、「鑑賞」「創造」「発表」「歴史継承」といったあらゆる文化芸術活動の場面において、市民がお互いに出会い、また、一流のアーティストと出会い、いろいろなつながりを生み出すきっかけ

けとなる場とする必要がある。さらに、ぶらりとやってきた市民が、様々な人や文化芸術と出会うことができる機能を持つ必要がある。

#### ■想定される施設

##### ○情報コーナー・フリースペース

・文化芸術に関する情報を発信・収集できる場や情報交換のために自由に利用できる場。

### ⑥憩い機能

#### ■社会情勢

第7次豊田市総合計画のめざすべき姿である「生涯を安心して生き生きと暮らせる市民」「共働による個性豊かな地域」から、共働によるまちづくりが不可欠となっている。

#### ■必要とされる機能

住民が快適にすごすことができ、住民もゾーンに訪れた人も文化芸術を身近に感じ、憩うことのできる場としていく必要がある。既存の住宅・施設・自然などと調和した景観づくり、道路や緑のネットワークなどを共働でまちづくりに取り組んでいく必要がある。

#### ■住環境形成イメージ

##### ○文化ゾーンにふさわしい景観

・文化関連施設、道路、歩行者空間などにおいて、文化ゾーンにふさわしい質の高いデザインの導入。落ち着いた景観を守るための住宅地を含めたルールづくりの検討。安全・快適な歩行者空間の整備。

##### ○歩行者のための水と緑の回遊空間

・枝下緑地沿い遊歩道、歴史の香る散策コース、駅からのアプローチなど、水と緑と文化芸術が調和するプロムナードの整備。

##### ○人にやさしい交通ネットワーク

・住民、来訪者双方にとって利用しやすい幹線道路、公共交通、生活道路、駐車場の整備。

### ⑦緑の拠点機能

#### ■社会情勢

豊田市緑の基本計画において「緑の環境都市軸」における西の核、あるいは「緑の内環」の構成要素として、まとまった緑地の確保が求められている。

#### ■必要とされる機能

文化ゾーン内全域において、まとまった緑地の保全と創出、水と緑の回遊空間づくりなどにより、緑の環境都市軸と緑の内環の形成の一翼を担い、共働による緑に包まれたまちづくりを進め、市民に安らぎの空間を提供するとともに、本市の特色である技術力を活用した環境づくりへの取り組みや、緑豊かな空間が文化芸術活動の場や文化芸術の素材となるよう、文化芸術の薫る緑の拠点を目指していく必要がある。

#### ■緑の拠点形成イメージ

##### ○緑地

・周辺の森や川と連続性があり、緑のネットワークの形成の一翼を担う、まとまった緑地の保全と創出。野鳥など自然の生き物と触れ合うことができる場。

## (2) 文化ゾーンのコネクト

既に整理した文化ゾーンのあり方及び求められる機能などをふまえ、本構想における文化ゾーンのコネクトを次のように設定する。

### 緑に包まれた歴史・文化芸術の杜

#### ○歴史・文化芸術の身近な体感による郷土愛の醸成

- \* 歴史・文化芸術に関わる作品などを身近に体感することによって、郷土愛が醸成できる。
- \* ゾーン内に点在する建造物・歴史遺産などを訪れることで、歴史や文化芸術を感じ、誇りに思うことができる。

#### ○歴史・文化芸術に関わる活動のダイナミックな展開

- \* 「鑑賞」「創造」「発表」「歴史継承」する市の文化拠点施設が揃い、文化ゾーン外の文化関連施設とも連携しながら、歴史・文化芸術に関わる活動が展開されている。
- \* 歴史・文化芸術に関わる活動を行う市民やアーティストが集まり活気があふれている。

#### ○歴史・文化芸術と緑の調和

- \* まとまった緑地の整備や、文化拠点施設および道路・街区の緑化によって、緑に囲まれて心豊かになることができる。

## 2-4 施設配置及びネットワークイメージ

### (1) 文化ゾーン内の拠点施設

文化ゾーンに必要とされる導入機能や、既に整備されている文化ゾーン内の文化関連施設の有する機能、現構想におけるゾーニングなどをふまえ、次のように文化芸術拠点施設の配置を想定する。

表 施設配置の概要

配置する拠点施設	該当機能	備考
<b>○美術館【既設】</b> ・美術品展示施設 ・ギャラリー	<b>鑑賞 発表</b>	・近現代美術を核とした文化ゾーンのシンボル拠点。 ・市民が身近に本格的な美術作品に触れられる場として、企画展・常設展等を展開。
<b>○市民文化会館【既設・拡充】</b> ・ホール・舞台 ・展示コーナー・ギャラリー  <b>【追加】</b> ・音楽・演劇・舞踊練習場 ・体験教室 ・講座室 ・情報コーナー・フリースペース	<b>鑑賞／発表 発表</b>   <b>創造 創造 創造 出会い</b>	・主に文化芸術の「鑑賞」「発表」の機能を担う拠点。 ・市民が本格的な舞台芸術作品を鑑賞できる場、市民の文化芸術活動の成果発表の場。  ・市民や若手芸術家の文化芸術の創作活動の拠点。 ・音楽、演劇、舞踊など幅広い分野の活動が行える場として、本格的な設備を整える。さらに、子どもの創造力を高めるための文化芸術の体験の場の整備や、市民の新たな出会いを促す機能の充実を図る。
<b>○新博物館【新規】</b> ・学習支援・交流施設  ・展示施設 ・収蔵庫	<b>歴史継承／創造 ／出会い 歴史継承／鑑賞 歴史継承</b>	・市民や来訪者が市域全体の歴史を学び、体験しながら活動を展開し、市への愛着を醸成する拠点。 ・地域資料館と連携し、各地区へ来訪者が足を運ぶきっかけを生み出すコア施設。 ・地域の歴史や文化財の魅力を発信し、未来へ継承するために必要な機能の充実を図る。 ・地域の歴史文化の特性を活かす。

\* 憩い機能については、文化ゾーンにふさわしい景観、歩行者のための水と緑の回遊空間、人にやさしい交通ネットワークの形成により機能充実を図る。

\* 緑の拠点機能については、まとまった緑地の保全と創出により機能充実を図る。

## (2) 文化ゾーン内外のネットワークイメージ

文化ゾーン内外の文化関連施設などをつなぐネットワークの検討にあたっては、上位・関連計画や地元のまちづくり構想、周辺市街地の状況などをふまえ、次の点に留意する。

### ■ネットワーク検討にあたっての留意事項

- ・緑の基本計画において「緑の内環」として位置づけられている枝下緑地を骨格として、毘森公園や樹木公園とつながる水と緑の歩行者空間（親水プロムナード）を形成する。
- ・ゾーン内のネットワークルートの設定においては、朝日丘地域で整備された「歴史の香る散策コース（陽だまり散歩道）」との連携を検討する。
- ・平成28年3月に策定された都心環境計画を踏まえ、都心を形成する文化芸術に特化した区域として、公共空間機能の充実に向けた施策や魅力の創出等についてハード面、ソフト面でそれぞれ連携を図る。

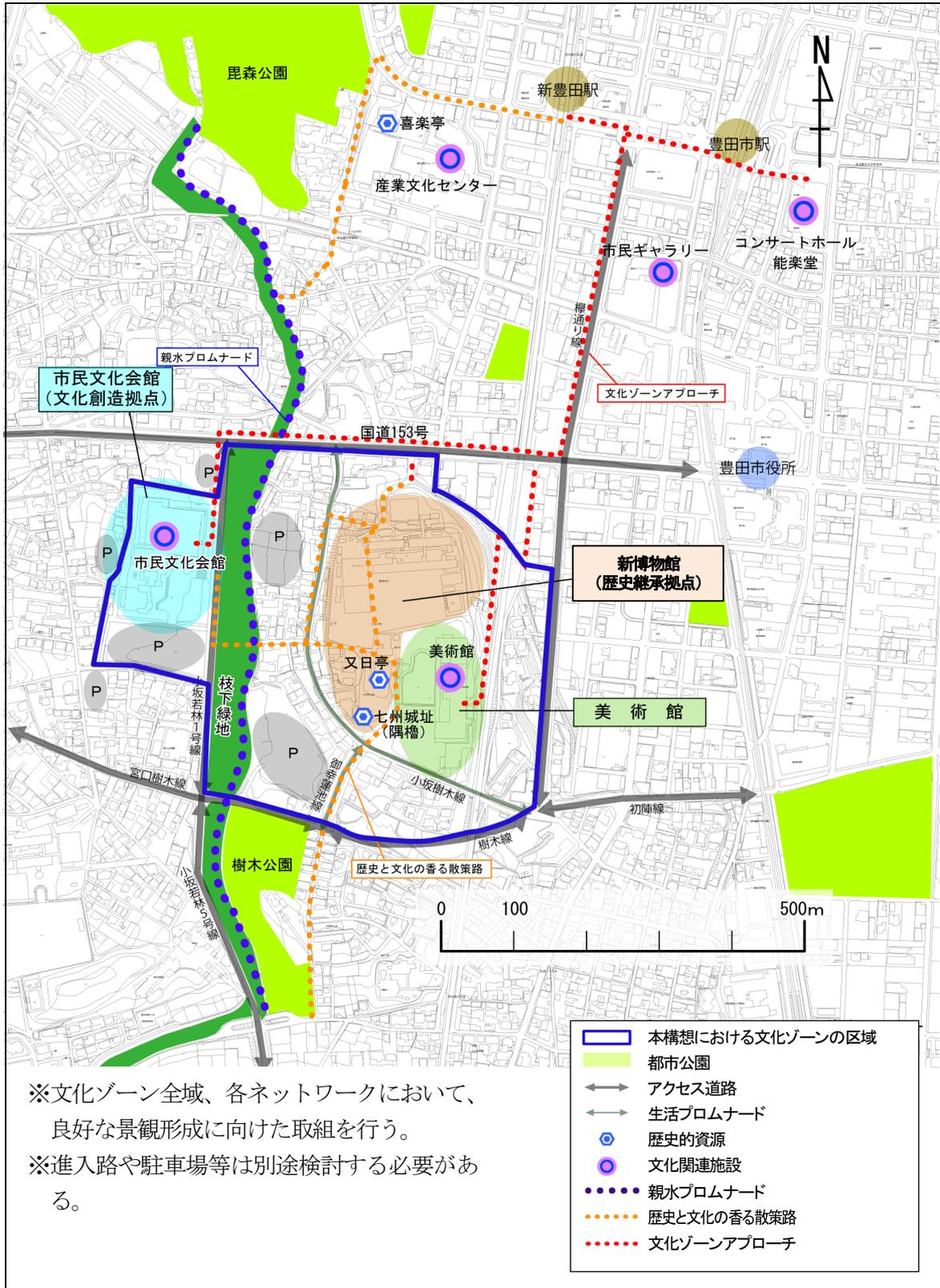
以上の留意点をふまえ、「歩行者のための水と緑の回遊空間」と「人にやさしい道路ネットワーク」の形成に向けて、次のようなネットワークの形成を想定する。また、各ネットワーク（沿道）においては良好な景観形成を進める。

表 各ネットワークイメージの概要

分類	ネットワーク名称	ネットワークの概要
歩行者のための水と緑の回遊空間  豊田市駅・新豊田駅周辺と文化ゾーン、文化ゾーン内の各施設を結ぶ遊歩道（歩いて楽しい小道）	親水プロムナード	・枝下用水沿いでの芸術作品の展示もできるような遊歩道
	歴史と文化の香る散策路	・朝日丘地域で整備された「歴史の香る散策コース（陽だまり散歩道）」を考慮した散策路
	文化ゾーンアプローチ	・豊田市駅・新豊田駅周辺と文化ゾーンをつなぐ文化芸術を感じさせる安全・快適な歩行者空間（西山上挙母線〔けやき通り〕整備、サイン施設再整備）
人にやさしい交通ネットワーク  自動車や公共交通による来訪者、文化ゾーン内の住民にとって利用しやすい道路と駐車場	アクセス道路	・自動車交通の円滑化と歩行者の安全確保を基本とした自動車動線の設定
	公共交通	・循環バスなどによる豊田市駅・新豊田駅周辺と文化ゾーンを結ぶ公共交通
	生活プロムナード	・地域住民の生活や歩行者の安全性にも配慮した文化ゾーン内の道路
	駐車場	・来場者用駐車場（施設間の相互利用）

### (3) 施設配置・ネットワークイメージ図

以上の検討をふまえ、文化ゾーンにおける施設配置とネットワークを下図に示す。



文化ゾーンにおける施設配置及びネットワークイメージ

### 3

## 豊田市文化ゾーン基本構想の実現に向けて

ここまで整理してきた文化ゾーン基本構想の実現に向けて、主要な課題として次の5つが挙げられる。これら課題への対応については、今後、検討を進めていく必要がある。

### ①豊田東高等学校跡地の利活用

豊田東高等学校跡地においては、先人の築き上げた歴史や伝統への理解や関心が、次の創造性を生み出し未来を築くという考え方にに基づき、歴史継承機能を備えた新博物館の整備を検討する。また、単なる施設整備を行うのではなく、本市の文化を担う人づくりや、郷土の歴史・文化への誇りや愛着を深める施策などの事業展開も進めていく。

### ②市民文化会館の改修による文化創造拠点の整備

開館から30年以上が経ち、社会環境の変化や文化芸術活動の形態の変化などにより、当初想定した使い方が現状のニーズに適合しなくなってきた機能について見直しを図り、文化芸術の創造につながる施設機能を改修により拡充する必要がある。また、本市の文化を担う人づくりと、それらを支える体制づくりを進めるため、ソフト面の充実を図っていく必要がある。

### ③地域住民をはじめとする市民との共働

文化ゾーン基本構想の実現に向けては、地域住民の理解と協力が必要である。また、「歴史と文化の香る散策路」をはじめとした「歩行者のための水と緑の回遊空間」づくりや、良好な景観形成など、地域住民をはじめとする市民と共働で進めていくべき事項も多い。そのため、市民、地域住民との協議の場を設けるとともに、共働による体制づくりを図っていく。

### ④交通ネットワーク(アクセス道路・公共交通)

文化ゾーン内に配置する駐車場へのアクセス性や地域住民の自動車移動の利便性確保の観点から、文化ゾーン全体におけるアクセス道路計画を検討するとともに、安全・快適な歩行者空間を確保していく。また、豊田市駅・新豊田駅から文化ゾーンまでの距離や高低差を考慮し、循環バスなど公共交通を充実させることにより、来訪者の交通手段の選択肢を広げて、住民、来訪者双方にとって利用しやすい交通ネットワークとしていく。

### ⑤土地利用規制(P19 参考資料参照)

文化ゾーンのうち、枝下緑地の東側一帯は第1種住居地域、西側一帯は第1種中高層住居専用地域(ただし、いずれも国道153号から50mの区域は第2種住居地域)となっている。これら用途地域においては、学校、図書館、社会教育施設に類する施設は整備可能であるものの、文化関連施設は店舗・事務所等に該当し、建築物の床面積に関して第1種住居地域では3,000m<sup>2</sup>、第1種中高層住居専用地域では500m<sup>2</sup>の制限がある。そのため、今後、豊田東高等学校跡地にて新たな施設を整備するため、必要に応じて周辺への影響に対応した基盤整備に合わせた用途地域の見直し等、実現可能な手法を考えていく。

【参考】文化ゾーン周辺の土地利用規制

